

宮城県中小企業融資制度取扱要領の改正の要点について

(令和3年2月1日施行)

1. 宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の改正

1 趣旨 新型コロナウイルス感染症対応資金の融資上限額の引き上げ

令和3年1月18日の菅内閣総理大臣施政方針演説において、「無利子・無担保融資の限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げる」旨の言及があり、経済産業省中小企業庁金融課から融資上限額の引き上げを依頼されたため、取扱要領の改正を行うもの。

2 改正内容 融資上限額の引き上げ

(改正前) 4,000万円

(改正後) 6,000万円

2. 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の補給上限額の引き上げ

新型コロナウイルス感染症対応資金の融資上限額を6,000万円に引き上げることから、補給対象額についても6,000万円に引き上げを行うもの。